

再アセスメントの実施)

- ・介護予防サービスの一部の実施（例、介護予防教室の開催等） 等
- * 「地域包括支援センター（仮称）」における「介護予防マネジメント」の業務範囲については、「新・予防給付」及び「地域支援事業（仮称）」の検討と密接にリンクするため、その検討状況も見極めながら、更に検討を進めていく。（当面の考え方については、「総合的な介護予防システムの確立」関連ページを参照。）

○包括的・継続的マネジメント（マネジメントの統括）

- ・市町村との調整、関係機関との調整等のコーディネート業務
- ・介護予防以外のサービスも視野に入れた調整（ケアマネジメント等のバックアップ）
- ・地域包括ケア体制推進のための取り組み（介護予防サービス以外のインフォーマルサービスの開発・普及等の地域づくり 等）

（才）配置すべき職種

（配置すべき職種）

「地域包括支援センター（仮称）」には、その有すべき機能から見た場合、社会福祉士、保健師、スーパーバイザー的ケアマネジャーの保健医療福祉に携わる専門職種を必置とすべきである。

（経過措置）

一定の期間内は経過措置を設け、円滑な導入を図ることについても検討を進めていく。

地域包括支援センターが具備すべき「主たる3つの機能」と「配置すべき職種」

総合的な相談窓口機能 ○初期相談対応 ○相談支援（専門機関に） ○実態把握 ○権利擁護 等	社会福祉士 
介護予防マネジメント ○介護予防プランの作成等の介護予防サービスの利用に要する業務 ○介護予防サービスの一部実施（例、介護予防教室の開催等）等	保健師 
包括的・継続的なマネジメント（マネジメントの統括） ○市町村、関係機関との調整 ○ケアマネジメント等のバックアップ 等	スーパーバイザー的 ケアマネジャー 

※職種毎の配置人数、確保方策等については、今後検討する。

※（ア）～（オ）を踏まえた具体的な業務体制のあり方については、今後検討する。

（カ）財源構成

「地域包括支援センター（仮称）」については、老人福祉法又は介護保険法のいずれかを根拠とした機関として創設する方向で検討を進めているが、介護保険制度上その財源をいかに確保していくかについては、今後更に検討する必要があると考えている。

2. 在宅介護支援センターの評価について

既存の在宅介護支援センターについては、各市町村において「地域包括支援センター（仮称）」への移行の是非を検討していただく必要があるが、その前提として、各在宅介護支援センターが十分役割を果たしているかどうかを検証する必要がある。

現在、全国在宅介護支援センター協議会が厚生労働省との連携を踏まえ検討を進めている「在宅介護支援センター評価マニュアル」（今秋中に提示予定）の活用等を通じ、市町村と事業受託法人が一体となって、各在宅介護支援センターの評価と、これを踏まえた機能の見直し、充実強化について十分な検討を図られたい。

ウ. 人材育成関係

訪問介護員等の介護職員に係る人材育成については、「介護保険制度の見直しに関する意見」（介護保険部会報告）において、「介護職員については、資格要件の観点からは、将来的には、任用資格は「介護福祉士」を基本とすべきであり、これを前提に、現任者の研修についても、実務経験に応じた段階的な技術向上が図れるよう、体系的な見直しを進めていく必要がある。」とされている。この報告や「2015年の高齢者介護」（平成15年6月）における意見等を踏まえ、介護職員が継続的な能力、キャリア開発の意欲を持って就業できる環境の整備を図るよう、介護職員のキャリアの開発を支援する研修体系等のあり方等の検討を行うため、「介護サービス従事者の研修体系のあり方に関する研究委員会」（委員長：堀田力（財）さわやか福祉財団理事長、参考2参照）において、検討を行ってい

るところであり、本年10月を目途に中間報告を行うこととしている。同研究委員会の検討結果を踏まえ、順次具体的な内容をお示ししていく予定である。

なお、報告書では「ホームヘルパーについては当面は研修の強化等により2級ヘルパーの資質の向上を図ることを検討する必要がある」とされており、一律にホームヘルパー全てを介護福祉士とするのではなく、実態を勘案しつつ、介護職員の研修カリキュラムのあり方、資格のステップアップのあり方等、質の向上を図るため方策について、同研究委員会において検討している。

(参考2)

介護サービス従事者の研修体系のあり方に関する研究について

1 研究の目的

高齢者の尊厳を支えるケアの確立という観点から、介護職員のキャリアの開発を支援する研修体系等のシステムのあり方を検討し、介護職員が継続的な能力、キャリア開発の意欲をもって就業できる環境の整備を図るとともに、介護職に対する社会的評価の向上、介護サービスの質の向上に資する。

2 研究課題

- 介護職員のキャリアの段階とこれに対応する技能・職務遂行行動
- キャリアの段階に応じた技能を修得するための研修体系のあり方
- 上記の実施システムのあり方（研修内容、実施体制等）

3 研究実施主体

（福）全国社会福祉協議会

4 委員名簿（順不同／敬称略）

委員長 堀田力 （さわやか福祉財団理事長）

副委員長 樋口恵子 （高齢社会をよくする女性の会代表）

5 スケジュール

平成16年度	研修体系等のシステムのあり方検討
平成17年度	研修カリキュラム等検討

工. 情報開示の標準化

「情報開示の標準化」については、「介護保険制度の見直しに関する意見」（介護保険部会報告）において、「利用者によるサービスの選択を実効あるものとする観点から、全ての介護サービス事業所を対象として、当該事業所が現に行っている事柄（事実）を第三者が客観的に調査・確認し、その結果の全てを定期的に開示する仕組みの導入とそのための開示情報の標準化を進める必要がある」とされている。

その具体的な仕組みについては、今年度、「介護サービスの情報開示の標準化に関する調査研究委員会」（委員長：大森彌千葉大学法経学部教授、参考参照）において、モデル事業を実施しながら、事業所が開示すべき情

報項目、情報開示の方法、調査実施機関のあり方、調査員の要件、費用負担のあり方等について、検討しているところであり、今後、同委員会の検討結果等を踏まえ、順次具体的な内容をお示しする。

今後のスケジュールについては、平成16年度においては、訪問介護、訪問入浴、福祉用具貸与、通所介護、特定施設入所者生活介護、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の7サービスについて、1次モデル事業を実施したところであり、1次モデル事業の結果を踏まえ、都道府県モデル事業を実施することとしている。なお、都道府県モデル事業の詳細については、10月中旬を目途に全国担当課長会議を開催し、お示しするのでご了知されたい。平成17年度以降、他のサービスについても、順次、モデル事業を実施していく予定である。

情報開示の標準化の仕組みは、モデル事業の実施結果等を踏まえ、開示情報項目や調査方法を設定する必要があるため、平成18年度以降、適切な開示情報項目や調査方法を策定できたものから、順次、スタートしていく方向で検討している。

※ 都道府県ごとに情報開示の標準化の仕組みを円滑に実施するためのシステムが必要となることから、平成18年度に施行することを念頭に置きつつ、施行の準備上、平成17年度予算の概算要求の中で、このシステムの構築に必要な予算の要求をしているところである。

(参考)

介護サービスの情報開示の標準化に関する調査研究について

1 調査研究の目的

平成15年度に「介護保険サービスの質の評価に関する調査研究委員会」において作成した「利用者による介護サービス（事業者）の適切な選択に資する情報開示の標準化について中間報告書」の検証及び新たなサービスに係る事業所情報開示項目の検討を行う。

2 実施主体

社団法人シルバーサービス振興会

3 研究体制

(1) 調査研究委員会

社団法人シルバーサービス振興会に、「介護サービスの情報開示の標準化に関する調査研究委員会」を置く。

(2) 小委員会

調査研究委員会の下に、「検証・評価小委員会」を置く。

(3) 部 会

小委員会の下に、次の部会を置く。

① 訪問介護・訪問入浴介護部会

② 福祉用具貸与部会

③ 通所介護部会

④ 特定施設入所者生活介護部会（有料老人ホーム）

⑤ 介護老人福祉施設部会

⑥ 介護老人保健施設部会

⑦ 調査員養成部会

新 ⑧ 居宅介護支援部会

新 ⑨ 特定施設入所者生活介護部会（軽費老人ホーム）

新 ⑩ 訪問看護作成部会（調整中）

4 調査研究内容

① 事業の実施方法について

② 事業の実施体制について

③ 事業所情報開示項目について

- ④ 費用負担のあり方について
- ⑤ 情報開示のあり方について
- ⑥ 人材の養成について

5 委員名簿（順不同／敬称略）

委員長	大森 弼	千葉大学法経学部教授
副委員長	樋口 恵子	高齢社会をよくする女性の会代表
	天本 宏	医療法人天翁会理事長
	岩渕 勝好	産経新聞客員論説委員
	梶原 洋	東京都福祉局総務部計画調整課課長
	川越 博美	聖路加看護大学教授
	川越 雅弘	日本医師会総合政策研究機構主席研究員
	岸上 善徳	愛知県高浜市福祉部長
	木間 昭子	国民生活センター研修生活研究部主任研究員
	小山 秀夫	国立保健医療科学院経営科学部部長
	白澤 政和	大阪市立大学大学院教授
	菅原 弘子	福祉自治体ユニット事務局長
	高橋 紘士	立教大学コミュニティ福祉学部コミュニティ福祉学科教授
	田中 滋	慶應義塾大学大学院教授
	柄本 一三郎	上智大学文学部教授
	中熊 靖	仙台白百合女子大学人間学部教授
	中島 健一	日本社会事業大学社会福祉学部教授
	永田 久美子	高齢者痴呆介護研究・研修東京センターサービス評価推進室室長
	橋本 郁生	横浜市立大学医学部教授
	本田 純一	中央大学法科大学院教授
	増田 時枝	全国老人クラブ連合会評議員
	村川 浩一	日本社会事業大学 教授
	山内 繁	国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所長

6 スケジュール

平成17年3月末までに報告書を取りまとめる。

才. 事後規制ルールの確立

「事後規制ルールの確立」については、「介護保険制度の見直しに関する意見」（介護保険部会報告）において、「現行の介護サービス市場は、公的財源で支えられる他の分野と比較しても、大幅な規制緩和を行い多様な事業主体の参入を認めている一方、不正等に対する実効ある事後規制ルールの確立という点では、医療保険制度など、他制度と比較しても不十分な側面がある。このため、事業者の指定更新制の導入や、指定に当たっての欠格事由に指定取消履歴を追加するなどの見直しを行う必要がある」とされている。この報告を踏まえ、現時点における検討状況をお示しする。

①指定の欠格事由への指定取消履歴の追加、指定の更新制の導入

介護保険制度の施行後、不正請求等を行う悪質な事業者の指定の取消が年々増加しているが、現行制度では、①ある県で指定を取り消された事業者が別の県で指定申請してきた場合や、②過去に指定を取り消された事業者が別法人（名義変え）で指定申請してきた場合に、過去に指定の取消处分を受けた履歴があることをもって、都道府県が当該申請を拒否することが法律に明確に位置付けられていないため、悪質な事業者を制度から排除する仕組みが十分機能していないという問題がある。

このため、サービスの質の向上と悪質な事業者の排除を図る観点から、指定の欠格事由として、申請者の指定の取消履歴、役員の取消履歴、犯罪履歴等を追加することとし、過去に指定を取り消されて一定年数を経ていない場合など一定の場合に該当するときは、都道府県知事は指定をしては

ならないこととすることを検討している。なお、地域密着型サービスについては、市町村が事業者の指定を行うこととすることを検討しており（「(2) 新たなサービス体系の確立」のアを参照）、指定の欠格事由に指定の取消履歴を追加することについても、同様に検討している。

また、介護保険の事業者の指定に有効期間を設け、更新制を導入することを検討している。更新の期間については、都道府県における定期的な指導監査の実情や事務負担等に配慮しながら、さらに検討していく。

※ 指定の欠格事由に取消履歴を追加する等の仕組みの導入により、都道府県、市町村（地域密着型サービス）ごとに管理している事業者の取消履歴、役員の取消履歴等の情報を、都道府県、市町村間で相互に確認できるネットワーク型のシステムが必要となる。このため、平成18年度に施行することを念頭に置きつつ、施行の準備上、平成17年度予算の概算要求の中で、このネットワークシステムの構築に必要な予算の要求をしているところである。

②勧告、命令等の新たな権限の追加

現在、都道府県知事においては、不正や不適切な運営を行う事業者に対する処分の方法として、指定取消という手法しか有しておらず、指定取消を行うまでの状況ではないが業務の改善が必要である場合などについて、介護保険法に基づく実効性のある指導監督を行う手法が限られている。

このため、都道府県及び市町村（地域密着型サービス）が、より実態に即した柔軟な指導監督や処分を行うことができるよう、介護保険の事業者に対する、①業務改善勧告、②業務改善命令、③業務停止命令（違反した場合は罰則）、④当該処分の公表、を行う権限を創設する方向で検討して

いる。

